

北海道博物館総合展示第1テーマ改修に係る展示造作等業務処理要領

1 業務の名称

北海道博物館総合展示第1テーマ改修に係る展示造作等業務

2 業務の概要

令和8年度(2026年度)「北海道立総合博物館を中核とした野幌森林公園エリアの文化観光推進拠点計画」に基づく北海道博物館総合展示の魅力の磨き上げに向けた展示改修として、総合展示室1階第1テーマについて、下記4「業務の内容」に定める魅力ある展示の改修に向けた展示造作等を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和9年(2027年)1月31日(日)まで

4 業務の内容

(1) 企画打合せ

本業務における目的、内容等について、業務担当員と企画意図を共有するとともに、以下の各項目の設計に係る制作物の詳細や配置場所等を実地に確認するため企画打合せを実施する。

(2) 第1テーマの改修に関する展示造作等

下記ア～クの展示改修について、それぞれの展示造作(映像コンテンツ制作を含む)及びその設置作業等を実施すること。(以下、第1テーマのシナリオ上の位置を、「1-1」「1-4-2」「1-1-3-4」等の中テーマ、小テーマ、細目テーマ番号で示す。第1テーマの現況のシナリオは別紙1のとおり。同現況図面は別紙2のとおり。ア～クの展示改修箇所に対応する現況写真は別紙3のとおり。)

ア グラフィックパネルの新設

- ・ 「1-1」及び「1-2」のうち、縄文文化に関連する箇所にグラフィックパネル(展示解説パネル)計4点を設置すること。
- ・ パネルは、960mm×750mmが2点、300mm×800mmが1点、900mm×600mmが1点で、木工下地、メラミン化粧板、インクジェット出力(再剥離)、UVカットラミネートとすること。
- ・ 壁面への設置方法については業務担当員と協議し、決定すること。
- ・ 素材となる文字データ、写真及びイラストは全て北海道博物館が用意するので、業務担当員と協議しながらレイアウト等を行うこと。

イ アーム型スポットライトの新設

- ・ 上記アで設置するパネルのうち、960mm×750mmパネル2点を照らすためのアーム型スポットライトを新設すること。形状、設置方法については業務担当員と協議し、決定すること。

ウ サイネージモニター及びスイッチボックスの壁面設置

- ・ 「1-1-3-4」の壁面に、北海道博物館が所有するサイネージモニター及び映像選択用スイッチボックスを設置すること。（サイネージモニター及び映像選択用スイッチボックスの外観は別紙3に掲載のとおり。）
- ・ モニターは75型ディスプレイであり、設置は壁掛けもしくはスタンドや支柱等により壁面に密着させた形で設置し、転倒のおそれのないよう固定すること。
- ・ スwitchボックスは幅500mm、奥行250mm、高さ250mmのものであり、設置方法については業務担当員と協議すること。

エ 映像再生機器の改修

- ・ 「1-2-1-3」に現在ある「フゴッペ洞窟」映像再生機器について、スイッチ操作によりBGM付き映像を再生する仕様から、BGM無しの映像を自動ループ再生する仕様に変更すること。映像は現在と同じデータを使用し、BGMが再生されないように音響設備を撤去するものとする。
- ・ 映像のON/OFFは総合展示室の電源に連動させること。
- ・ 現在あるスイッチは取り外し、アクリルプレート等で補修すること。
- ・ 壁面のスピーカーは取り外し、クロス貼り等で補修すること。

オ 展示ガラスケースの新設

- ・ 「1-4-2」に新たに展示ケース（ガラスケース）を設置する。
- ・ 設置するガラスケースは、現況のケースと同等の仕様とし、木製の展示台の上にガラス製のカバーを備えたものとする。
- ・ 展示台は幅1,850mm、奥行650mm、高さ50mm、木工下地・メラミン仕上げ、展示面は布クロス貼りとする。これらの仕様を満たすものであれば、市販品を調達することでも差し支え無い。以下同様）
- ・ 展示台ガラスカバーは、幅1,800mm、奥行650mm、高さ755mm（内径）、天板開閉式とし、ガラスは厚さ6mm以上のフロートガラスを使用、飛散防止フィルムを貼り、小口磨きとすること。なお、ガラス接着はUV接着によること。
- ・ 天板の開閉は職員2名で容易に行うことができ、かつ、一般の来館者には容易に開閉できない方式とすること。なお、開閉に必要な専用工具がある場合はあわせて納品すること。
- ・ 展示台とガラスケース接続部にはコーキングを施すこと。

カ 映像モニターの新設

- ・ 上記オで新設する展示ガラスケース後方の壁面に、映像モニターを設置すること。
- ・ 映像モニターは50型程度で、SAMSUNG QM50C またはこれと同等以上とすること。
- ・ モニターで上映する映像（写真スライドショー）については、素材となる画像及びテロップ用の文字データを全て北海道博物館が支給するので、業務担当員と協議しながら映像コンテンツを制作すること。
- ・ 映像コンテンツは北海道博物館職員が更新可能な仕様とすること。
- ・ モニターの電源が入ると自動で動画がループ再生されることを標準設定とすること。

キ タッチパネル式映像モニターの新設

- ・ 「1-4-3」と「1-4-4」の間の空間に、タッチパネル式の映像モニターを設置すること。
- ・ 映像モニターは 32 型タッチディスプレイで、タッチパネルシステムズ ET-2270L またはこれと同等以上とすること。
- ・ 上記の映像モニターに、メディアプレーヤーを接続すること。メディアプレーヤーは、BrightSignHD1026 またはこれと同等以上のものとすること。
- ・ モニターで上映する映像については、素材となる動画データ及びテロップ用の文字データを全て北海道博物館が支給するので、業務担当員と協議しながら映像コンテンツを制作すること。
- ・ モニターの電源が入るとメニュー画面が表示され、タッチで選択することにより動画が再生されることを標準設定とすること。

ク スポットライトの新設

- ・ 上記ア～カの設置にあたり、スポットライト 5 点を新設すること。
- ・ スポットライトは配線ダクト取り付け型で、LED 非調光、590lm、フラットレンズとすること。
- ・ 取り付けは、現在総合展示室で使用しているスポットライト用レールに取り付けること。

(3) 展示造作等の全体に関する留意事項

- ・ 展示造作等の設置作業は、令和 8 年 12 月 17 日及び 18 日（北海道博物館大掃除による臨時休館日）、または令和 9 年 1 月 12 日・18 日・25 日（いずれも休館日）のうちの 2 日間、9 時から 17 時 30 分までの時間で実施し、具体的な実施日程・時間については、北海道博物館と協議して定めること。なお、やむを得ず設置作業が開館時間と重なることになる場合は、予め北海道博物館と調整し、開館中に展示室内で作業することについて、来館者の安全等を確保する措置をとること。
- ・ グラフィックパネルに用いる文字のフォントやテーマカラーの色は、北海道博物館が別に定めるものを用いること。
- ・ 設置工事等に必要な北海道博物館の配電図等の図面は、北海道博物館が別途提供する。
- ・ 各設置及び改修にあたっては、必要な電気工事をを行い、動作確認を行うこと。なお、電気工事を再委託する場合は、以下の 7（4）～（6）に定める手続きを行うこと。

5 成果品

上記 4 に定める造作を全て実施し、その施工状態を確認する（映像を伴うコンテンツについては、動作確認を含む。）ことを以て成果品とする。

あわせて、グラフィックパネルの画像データ（ファイル種別は AI 及び PDF の両方とする）、映像コンテンツのデータ、造作箇所の図面及び映像機器の運用・操作マニュアル等を DVD-R または USB 等の記録媒体で納品すること。

図面及び運用・操作マニュアルは紙媒体（A4 判）でも納品すること。

また、施工前後の写真を撮影し、データ納品すること。

6 納品場所

北海道博物館総務部総務課（展示造作の動作確認等は北海道博物館総合展示室）

7 その他

- （１）本要領に定めのない業務上必要な事項については、委託者の指示に従うこと。
- （２）成果品に附帯する著作権等一切の権利を委託者に移転すること。
- （３）守秘義務として、本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。
- （４）受託者が再委託の申し出をしようとするときは、受託者は再委託させようとする第三者から法令等を遵守する旨の誓約書を徴取し、その写しを前号に定める書面と併せて委託者に提出すること。
- （５）受託者が再委託の承諾を得た場合、受託者が再委託する第三者の管理・監督を行うこと。
- （６）その他要領に記載のない事項については、双方協議の上、決定すること。